

田野畑小学校体育館空調設備等設計及び施工一括型工事
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 目的

近年の気候変動等の影響による熱中症事故を防止し、児童生徒の安心安全な学校活動を維持するとともに、当体育館は広域避難所に指定されていることから、田野畑小学校体育館に空調設備を設置するために必要な設計及び工事を施工することを目的とする。

(2) 件名

令和8年度田野畑小学校体育館空調設備等設計及び施工一括型工事

(3) 工事内容

- ア 設計業務
- イ 空調設備の設置
- ウ 空調設置に伴う電気関係工事（二次側電気工事を含む。）
- エ 断熱工事
- オ 既存機器・支障物等の撤去、移設及び処分
- カ 工事に伴う施工計画、各種届出、試運転調整及び完成図書の作成
- ケ その他仕様書に定める業務

(4) 履行期限：令和9年3月10日

※設計、施工、試運転調整、完成検査、完成図書の提出及び引き渡しまでを同期間内に完了すること。

ただし、施設内の施工に関しては授業等で体育館を使用するため調整が必要であること。

(5) 選定方法

本プロポーザル方式は、書類審査とプレゼンテーション等による選定とする。提案者が1者のみの場合は、所定の審査のうえ、提案者の選定を行うものとする。

2. 事業に要する費用（事業費限度額）

101,090千円以内とする（消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 本公告日において、国、都道府県、地方自治体から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 直近15年間に公共施設における空調整備工事の新設又は更新を元請として施工した実績を有すること。なお、体育館、ホールその他大空間施設における空調設備工事の実績を有する場合は、技術提案書においてその内容を記載することができる。
- (6) 本工事に係る設計業務について、建築士法、建設業法その他関係法令に基づき、必要な資格、登録又は実施体制を有する者を自ら配置し、又は協力事務所等との連携により確保すること。
- (7) 田野畑村暴力団排除条例（平成25年田野畑村条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 滞納している村税等徴収金がないこと。
- (9) 実質支配関係にある会社は、同一案件に参加することはできない。同時参加が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員
- (10) 下記の4に記載する現地調査を行っていること。

4. 現地調査

- (1) 現地調査可能日時
 - ①令和8年〇月〇日(〇)午前〇時～正午まで、午後〇時から〇〇時まで

②令和8年〇月〇日(〇)午前〇時～正午まで、午後〇時から〇〇時まで

※現地調査を行わない者の参加表明は認めない。

(2) 申込方法

希望者は、各現地調査可能日前日の午後5時までにメールで申し込むこと。

メールの表題は「令和8年度田野畑小学校体育館空調設備等設計及び施工一括型工事の現地調査について」とすること。

メールには「会社名、担当者氏名、希望日時、参加人数、連絡先電話番号、メールアドレス」を必ず記載すること。

(3) 提出先メールアドレス：「13. 担当部署（提出・問い合わせ先）」に同じ

(4) 注意事項

①参加者は自由に体育館を出入りできる。ただし、体育館や指定された場所以外の立ち入りは禁止とする。

②体育館内は土足厳禁のため、スリッパや上履きを用意すること。

③調査前と調査後は体育館入口の受付に声を掛けること。

④当日は教育委員会担当者からの説明は行わない。また質問も受け付けない。

⑤小学校敷地内は車中も含めて喫煙は不可であること。

⑥現地調査を行わない者の参加表明は認めない。

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年7月3日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式5号）により、電子メールで提出すること。メールの表題は「令和8年度田野畑小学校体育館空調設備等設計及び施工一括型工事質問（法人名）」とすること。

また、提出時には必ず電話でメールの受信確認を行うこと。なお、規定様式及び電子メール以外での質問には応じない。

(3) 提出先メールアドレス：「13. 担当部署（提出・問い合わせ先）」に同じ

(4) 回答日：令和8年7月10日（金）

(5) 回答方法：村ホームページに掲載

6. 参加表明手続

(1) 参加表明書の作成様式

様式1号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式2号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 業種その他許可状況

入札参加資格業種、本店又は営業所の所在地を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 同種工事の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 同種工事の実績とは、公共機関から発注された空調設備工事の新設又は更新を元請けし、平成23年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する。
- ③ 工事実施に当たり特に配慮した技術的事項については、掲示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該工事の実施体制

- ① 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。
- ② 「直近15年間の主な工事経歴」は、平成23年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限：令和8年7月3日（金）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所：「13. 担当部署（提出・問い合わせ先）」に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で「13. 担当部署（提出・問い合わせ先）」の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表する。

ウ 上記4. 現地調査を行わない者の参加表明は認めない。

7. 技術提案書等の作成及び提出

(1) 技術提案書の作成様式

様式3号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式4号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴等の状況

主な業務経歴は掲示の日の前日から直近15年以内に完成した業務とする。

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種工事の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 見積書（任意様式）

見積書には下記の内容を明記すること。

ア 宛名は「田野畑村長 佐々木靖」とすること。

イ 見積の明細を明記すること。

ウ 見積には、本事業に必要な経費一切を含むこと。

エ 各項目について、内訳が分かるように記載すること。

少なくとも設計業務、空調設備、電気設備、受変電設備、断熱工事、撤去処分、仮設・安全対策、試運転調整、完成図書の作成、その他経費の区分が分かるよう記載すること。

（「〇〇工事一式△△円」という記載は認めない）

オ 見積書は消費税及び地方消費税を含むものとする。

(5) 技術提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限：令和8年7月21日（火）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所：「13. 担当部署（提出・問い合わせ先）」に同じ。

ウ 提出部数：11部（正本1部、副本10部）

エ 提出方法：持参又は郵送。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で「13. 担当部署（提出・問い合わせ先）」の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

オ その他提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。技術提案書の補足説明資料がある場合は、プロポーザル時に提出することができる。

(6) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づき審査する。ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定の技術者の資格等(6点)	主任(監理)技術者の資格	専門分野の資格を有しているか
	主任技術者の経歴	豊富な経験を有しているか
	同種工事の実績	豊富な同種工事の実績を有しているか
費用(9点)	費用の妥当性	予算に対しての差異がどのくらいあるか。
技術提案の内容(75点)	空調設備の冷房性能(15点)	外気温が摂氏33°Cの時に、体育館アリーナ中央の暑さ指数(WBGT)が28°C未満となる設計となっているか。その他、優れた提案がなされているか。
	運転時の低騒音(8点)	式典時の使用及び避難所としての使用を考慮し、低騒音型機器を採用しているか。もしくは、低騒音になるための対策がされているか。
	避難所として利用した場合の換気性能(10点)	避難所としての使用を考慮し、感染症拡大防止対策として、アリーナが一定の換気量を確保できる設備となっているか。
	既存設備への影響(6点)	既存の電気式暖房設備に影響が無い設計となっているか。
	断熱工事(10点)	空調機能が効果的に発揮できる内容になっているか。 ※屋根面からの日射熱量を遮断または低減する提案となっているか。
	保守管理体制(8点)	長期運用に即した保守点検の体制及び故障時の対応体制は適切であるか。
	ランニングコスト(8点)	10年間の保守・修理・消耗品などのランニングコストが提案されているか。
	運用面のサポート(6点)	緊急時の対応、故障時の初動、部品手配、保守点検、学校職員への操作説明等について、地域内で迅速に対応できる体制又は協力体制が具体的に提案されているか。
自由提案(4点)	その他、利便性がある提案や児童生徒や避難者にとって安心安全な環境となる提案がなされているか。	
技術提案の内容と施工の整合性(10点)		技術提案が優れ、かつ費用も技術提案に見合った内容で優れているか。提案された内容の施工の確実性が最も高いか。
評価点の合計結果(100点)		

8. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

提出された技術提案書の内容審査（以下、「書類審査」という。）並びにプレゼンテーション等審査により、上記の7（6）で示す評価基準に基づき審査し、高い評価を得た提案者を特定する。

審査は村職員及び学校から選出した審査委員により審査する。

参加者が多数であった場合は、書類審査により一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション等審査を行い、受託候補者を選定する。受託候補者の選定にあたり、書類審査及びプレゼンテーション等審査において最も得点の高い者を受託候補者とする。なお、審査は非公開とする。

（2）プレゼンテーション等審査

ア 実施予定日：令和8年7月24日（金）（変更の場合あり）

イ 実施場所：当村が指定する場所（田野畑村内）

※詳細については、参加者に別途通知する。実施予定日は変更の可能性がある。

ウ 実施方法：1者あたりの時間は、40分以内とする。ただし、別途質疑応答の時間を10分程度設けることとする。

※説明は、主説明者1名を中心に行うものとする。ただし、専門的事項に関する補足説明及び質疑応答については、同席者が対応できるものとする。同席者は主説明者を含め最大5名までとする。

（3）審査結果の通知

審査結果は村ホームページで公表のうえ、書面により通知する。なお、審査結果に対する問い合わせは受け付けない。

9. 契約

- （1）候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。その際に特定された者は改めて見積書を提出すること。
- （2）契約額が5,000万円を超えた場合は議会の議決を要するため、当初は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約としての効力を生ずるものとする。
- （3）受託候補者が契約締結までに参加資格を満たさなくなったとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉をする場合がある。

10. 日程

公告	令和8年6月19日（金）
参加表明受付	令和8年6月19日（金） 令和8年7月3日（金）午後5時まで

現地調査可能日時	令和8年__月__日()及び__月__日() ※調整中 両日とも午前〇時~正午、午後〇時〇分~〇時
質問書の受付期限	令和8年7月3日(金) 午後5時まで
質問回答	令和8年7月10日(金)
技術提案書等提出期限	令和8年7月21日(火) 午後5時まで
プロポーザル審査(予定)	令和8年7月24日(金)
結果通知(予定)	令和8年7月27日(月)
仮契約締結(予定)	令和8年8月上旬
本契約締結	議会議決後

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 技術提案書及び見積書に記載された内容において、不当廉売等、明らかに公正な競争を阻害する又は事業実施に支障を来す恐れがあると判断される場合
- (6) 提出された見積額が事業費限度額を超えているとき
- (7) その他、要領及び村の定めに違反する行為があったとき

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及び提案に係る費用は、すべて提出者の負担とする。

13. 担当部署(提出・問い合わせ先)

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村和野278番地1

田野畑村教育委員会事務局 総務・学校教育班(担当:工藤)

TEL: 0194-34-2226 FAX: 0194-34-2155 E-mail: kyoiku.i1@vill.tanohata.iwate.jp